八街市職員採用試験（保育士）

市では、平成24年4月1日付けで採用する職員の採用試験（第1次試験）を平成23年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。

なお、印旛郡市職員採用共同試験の受験申し込みは、1市町村に限ります。併願が判明した場合は、失格となります。

また、共同試験の申込書などは総務課で配付しています。市ホームページからもダウンロード出来ます。

●採用予定職種および人数

・保育士（4人程度）

●受験資格

・保育士

昭和58年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた方で、資格を有する方または平成24年春季までに資格取得見込みの方

●第1次試験（印旛郡市職員採用共同試験）

とき　9月18日(日)

ところ　佐倉市立佐倉中学校

●第2次試験

第1次試験合格者に通知します。

●受付期間

8月1日～12日

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は8月12日消印有効

詳しくは、市役所総務課☎443－1113へ。

育休代替任期付職員（保健師）募集

市では、育児休業を取得する職員の代替として勤務する「任期付職員」を募集します。採用は、平成23年10月から順次行います。

試験案内・申込書は総務課で配付しています。市ホームページからもダウンロード出来ます。

●募集人員

・保健師（3人程度）

●任期

・概ね6カ月以上3年以内

●受験資格

・平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方

●試験

とき　9月4日(日)

ところ　八街市役所

●受付期間

8月1日～12日

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は8月12日消印有効

詳しくは、市役所総務課☎443－1113へ。

水辺は危険 ―印旛沼土地改良区よりお願い―

印旛沼周辺には多数の土地改良施設があり、水辺のほとんどは大変危険な場所ですが、特に子ども達にとっては興味を引く場所でもあります。

夏休みに入ると毎年このような施設での事故が新聞、テレビで報道されます。

事故は大人のちょっとした心遣いで防止できると思われます。

揚排水機場の付近、用・排水路、吐き出し水槽、分水層や堰、水門、落差工のような場所には近づかないよう注意してください。

特に、小さなお子さんはどのような場所が危険なのか判断できません。

ご家庭の方々で十分注意してあげてください。

また、付近で遊んでいたり釣りをしているお子さんを見つけたら注意してあげてください。

詳しくは、印旛沼土地改良区☎484－1155へ。

貯水槽は正しく管理しましょう

団地・ビルやマンションなどの建築物で使用している水道水は、水道管から供給された水をいったん受水槽に貯め、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから給水されています。

この受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいます。

このような施設を設置されている方（管理責任者）には、水道法で貯水槽の点検や清掃、水質検査などを定期的に行うよう定められています。

安全で衛生的な水を供給するために、管理責任者の方には、以下のご協力をお願いします。

①貯水槽の清掃は、年一回以上行ってください。（清掃は、専門的な知識・技能がある方が行ってください）

②貯水槽の点検は、月一回程度行ってください。また、凍結した場合や欠損を発見したときなどは、速やかに補修・改善してください。

③水質検査を常に行い、水質に異常があると思われる場合には、施設の利用者などに水道水を飲まないよう周知し、保健所などの専門機関で安全性を確認してください。

詳しくは、市水道課☎443－0677へ。

入院時の医療費負担額が軽減されます 認定証交付申請を受け付けています

7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、引き続き該当する方には、申請書を郵送します。まだ申請されていない方で、認定証を希望される方は申請していただくと認定証を交付します。

交付された認定証を医療機関へ提示すると次のような軽減が受けられます。

○国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険に加入されている70歳未満の方が入院した場合、自己負担限度額のみの支払いとなります。

○国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税世帯で、国民健康保険に加入されている75歳未満の方が入院した場合、自己負担額と食事代が軽減されます。

○国民健康保険標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税世帯で国民健康保険に加入されている70歳未満の方が入院した場合、食事代のみ軽減されます。

※未申告世帯には、認定証を発行できません。

※70歳未満の方で国民健康保険税の滞納がある世帯には、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の交付ができません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況で異なります。

※ベッド代などの自費分は、対象外です。

詳しくは、市役所国保年金課☎443－1139へ。

夏の交通安全運動《7月20日～31日》

夏休みに入るこの時期は子どもたちや若者の開放感から起こる事故や、交通量の増加などによる事故の発生が予想されます。

車を運転する方は、無謀運転や飲酒運転などを絶対にしないようお願いします。

また、シートベルトやチャイルドシートは必ず着用してください。

歩行者の方は、無理な横断が事故の原因となりますので、横断歩道など安全確認ができるところで横断するなど、日頃から事故に遭わないよう心がけましょう。

【運動の重点目標】

○高齢者の交通事故防止

○自転車の安全利用の推進と子どもの交通事故防止

○飲酒運転の根絶

詳しくは、佐倉警察署☎484－0110へ。